

子ども・若者育成支援推進法の一部を改正する法律案要綱

第一 題名の改正

題名を「青少年健全育成基本法」に改めること。

(題名関係)

第二 前文の新設

次の前文を設けること。

「次代を担う青少年を健全に育成していくことは、我が国社会の将来の発展にとって不可欠の礎である。我が国においては、これまでも青少年の健全な育成のための様々な取組が様々な分野において進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

もとより、青少年をめぐる問題は、大人の社会の反映であり、この社会に生きる全ての大人がその責任を共有すべきものである。そして、青少年をめぐる問題は、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野にわたる広範な問題であり、青少年の健全な育成に関する施策をより効果的に推進していくためには、国、地方公共団体その他の関係機関及び国民各層の協力と密接な連携の下での国民的な広がりをもった一体的な取組が不可欠である。

ここに、青少年の健全な育成に関する基本理念を明らかにしてその方向を示し、青少年の健全な育成に関する施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。」

(前文関係)

第三 総則に関する事項

一 目的の改正

この法律は、次代を担う青少年を健全に育成していくことが我が国社会の将来の発展にとって不可欠の礎であることに鑑み、青少年の健全な育成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、保護者、国民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めること等により、青少年の健全な育成に関する他の法律と相まって、青少年の健全な育成に関する施策を総合的に推進することを目的とするものとする。

(第一条関係)

二 基本理念の改正

- 1 青少年の健全な育成については、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員がそれぞれの役割及び責任を担いつつ、相互に協力しながら一体的に取り組まなければな

らないものとする。

- 2 青少年の健全な育成については、次代を担う青少年が、心身ともに健やかに成長し、社会との関わりを自覚しつつ、次代の社会の担い手としてふさわしい自立した個人としての自己を確立できることを旨としてなされなければならないものとする。
- 3 青少年の健全な育成については、青少年の発達段階に応じて必要な配慮がなされなければならない、特に、十八歳未満の青少年に対しては、良好な社会環境の整備が図られるよう配慮されなければならないものとする。
- 4 青少年の健全な育成に関する施策を講ずるに当たっては、家庭及び学校が青少年の健全な育成において果たすべき役割の重要性に鑑み、家庭及び学校が青少年を健全に育成する機能を十分に発揮することができるよう配慮しなければならないものとする。

(第二条関係)

三 保護者、国民及び事業者の責務に関する規定の新設

1 保護者の責務

親権を行う者、未成年後見人その他の青少年の保護者は、青少年の人間形成にとって基本的な役割を担うことに鑑み、二による改正後の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、その保護する青少年を健全に育成すべき第一義的責任を有することを自覚し、その育成に努めなければならないものとする。 (第五条関係)

2 国民の責務

国民は、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、青少年の健全な育成に努めなければならないものとする。 (第六条関係)

3 事業者の責務

事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、国又は地方公共団体が実施する施策に協力し、その供給する商品又は役務が青少年を取り巻く社会環境に悪影響を及ぼすことがないようにする等青少年の健全な育成に努めなければならないものとする。 (第七条関係)

第四 青少年の健全な育成に関する基本的施策に関する事項

一 青少年の健全な育成に関する施策の基本

青少年の健全な育成に関する施策は、基本理念にのっとり、国、地方公共団体その他の関係機関及び国民各層の協力と密接な連携の下に、国民的な広がりをもった一体的な取組として推進されなければならないものとする。 (第十条関係)

二 大綱等に関する改正

- 1 「子ども・若者育成支援推進大綱」を「青少年の健全な育成に関する施策の大綱」（以下単に「大綱」という。）に改める等の改正を行うこと。
- 2 「都道府県子ども・若者計画」を「都道府県計画」に、「市町村子ども・若者計画」を「市町村計画」に改めること。

(第十一条及び第十二条関係)

三 国民の理解と協力を得るための措置

- 1 国、地方公共団体その他の関係機関は、青少年の健全な育成に関し、広く国民各層の関心を高め、その理解と協力が得られるよう、必要な広報その他の啓発活動を積極的に行うものとする。
- 2 国は、1の広報その他の啓発活動をより推進するものとして、青少年の健全な育成に関する強調月

間（以下単に「強調月間」という。）を設けるものとする。この場合において、国及び地方公共団体は、強調月間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならないものとする。

（第十三条関係）

四 社会環境の整備等

国は、青少年にとっての良好な社会環境の整備及び青少年の健全な育成を阻害する行為の防止について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（第十四条関係）

五 意見の反映

青少年の健全な育成に関する施策に国民の意見を反映させるために必要な措置を国の努力義務とするほか、「国民」の例示として「青少年」及び「保護者」を明記すること。

（第十五条関係）

六 国際的な協力のための措置

国は、外国政府又は国際機関との情報の交換その他青少年の健全な育成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（第十六条関係）

七 地方公共団体の施策

1 地方公共団体における施策の総合的推進

地方公共団体は、当該地方公共団体の区域の特性に応じ、青少年の健全な育成に関する施策を、当該地方公共団体における関係行政機関相互の密接な連携の下に、総合的に推進するものとする。

(第十八条関係)

2 地方公共団体における社会環境の整備等

① 地方公共団体は、その区域における青少年にとっての良好な社会環境の整備及び青少年の健全な育成を阻害する行為の防止に関し、条例の制定その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。この場合において、市町村は、都道府県の措置との整合性の確保を図りつつ、その区域の実情に応じて、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

② 地方公共団体は、青少年にとっての良好な社会環境の整備のための事業、青少年の非行防止のための事業、青少年の育成に関する相談に応ずる事業その他の青少年の健全な育成に資する事業を行うことを目的とする機関として青少年健全育成支援センターを置くことができるものとする。

③ 子ども・若者総合相談センターに関する規定を削除すること。

(第十九条、第二十条及び旧第十三条関係)

3 地方公共団体相互の協力

地方公共団体は、青少年の健全な育成に関する施策を円滑に実施するため、相互に協力するよう努めなければならないものとする。 (第二十一条関係)

八 調査研究の推進

国及び地方公共団体が推進する調査研究の対象を社会環境が青少年に及ぼす影響に関する事項その他の青少年の健全な育成に関する施策の策定に必要な事項に改めること。 (第二十二条関係)

九 配慮

国及び地方公共団体は、青少年にとっての良好な社会環境の整備及び青少年の健全な育成を阻害する行為の防止について必要な措置を講ずる場合には、言論、出版その他の表現の自由を妨げることがないよう配慮しなければならないものとする。 (第二十三条関係)

第五 青少年が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援に関する事項

一 当該支援の対象となる者

修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者に限らず、社会生活を円滑に営む上での困難を有する青少年全般が当該支援の対象であることを明らかにするため、当該支援の対象となる者の例示として規定されている「修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の」という文言を削ること。

(第二十四条関係)

二 地域における支援のための組織の名称の改正等

「子ども・若者支援地域協議会」を「青少年支援地域協議会」に、「子ども・若者支援調整機関」を「青少年支援調整機関」に、「子ども・若者指定支援機関」を「青少年指定支援機関」に改めるほか、所要の改正を行うこと。

(第二十七条、第二十九条、第三十条等関係)

第六 青少年健全育成推進本部等に関する事項

一 青少年健全育成推進本部

- 1 「子ども・若者育成支援推進本部」を「青少年健全育成推進本部」(以下「本部」という。)に改めること。
- 2 本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- ① 大綱を作成し、及びその実施を推進すること。
 - ② ①に掲げるもののほか、青少年の健全な育成に関する施策についての重要事項を審議し、及び青少年の健全な育成に関する施策の実施を推進すること。
 - ③ ①及び②に掲げるもののほか、他の法令の規定により本部に属させられた事務
- 3 本部は、2の事務（青少年の健全な育成に関する施策についての重要事項の実施の推進に限る。）の一部を青少年健全育成会議に行わせることができるものとする。
 - 4 本部は、青少年健全育成推進本部長、青少年健全育成推進副本部長及び青少年健全育成推進本部員をもって組織するものとする。
 - 5 本部の長は、青少年健全育成推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充て、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督するものとする。
 - 6 本部に、青少年健全育成推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、次に掲げる者をもって充て、本部長の職務を助けるものとする。
- ① 内閣府設置法第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて命を受けて青少年の健全な育成に関

する事務を掌理するもの（以下「青少年健全育成担当大臣」という。）

② 内閣官房長官

③ 国家公安委員会委員長

④ 法務大臣

⑤ 文部科学大臣

⑥ 厚生労働大臣

7 本部に、青少年健全育成推進本部員（以下「本部員」という。）を置き、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てるものとする。

8 青少年健全育成会議

① 本部に、青少年健全育成会議（以下「会議」という。）を置き、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

イ 大綱の案を作成すること。

ロ イに掲げるもののほか、青少年の健全な育成に関する施策についての重要事項を調査審議する

こと。

ハ 3により会議に属させられた事務

ニ ロ及びハの事項に関し、必要があると認めるときは、本部長に対し、意見を述べること。

② 会議は、会長及び委員十人以内をもって組織するものとする。

③ 会長は、青少年健全育成担当大臣（青少年健全育成担当大臣が置かれていないときは、内閣官房長官）をもって充てるものとする。

④ 委員は、次に掲げる者をもって充てるものとする。

イ 会長以外の副本部長

ロ 青少年の健全な育成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

⑤ 会長は、必要があると認めるときは、②及び④にかかわらず、本部員を、議案を限って、委員として、臨時に会議に参加させることができるものとする。

⑥ ④ロの委員の数は、④の委員の総数の十分の五未満であってはならないものとし、④ロの委員は、非常勤とするものとする。

9 資料提出の要求等

- ① 本部は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができるものとする。
 - ② 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、①の者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができるものとする。
- ㉟ 1 から 9 までのほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定めるものとする。

(第三十四条から第三十八条まで関係)

二 地方青少年健全育成会議

- 1 地方公共団体は、条例で、次に掲げる事務を行うための合議制の機関（以下「地方青少年健全育成会議」という。）を置くことができ、当該地方公共団体における次に掲げる事務をつかさどるものとする。
- ① 青少年の健全な育成に関する施策の総合的な推進を図るために必要な重要事項を調査審議すること。

- ② 青少年の健全な育成に関する施策の実施のために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。
 - ③ ①及び②の事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べること。
 - ④ ①から③までに掲げるもののほか、青少年の健全な育成に関し条例で定める事項を調査審議すること。
- 2 1のほか、地方青少年健全育成会議の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定めるものとする
- こと。
- 3 地方青少年健全育成会議は、相互に緊密な連絡をとるよう努めなければならないものとする
- こと。

(第三十九条及び第四十条関係)

第七 その他

- 一 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする
- こと。ただし、第六の二及び第七の二は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする
- こと。

(附則第一条関係)

二 地方青少年問題協議会法は、廃止するものとする。

(附則第二条関係)

三 現行法の規定中の「子ども・若者」を「青少年」に、「子ども・若者育成支援」を「青少年の健全な育成」に、「子ども・若者育成支援施策」を「青少年の健全な育成に関する施策」に改めること。

四 経過措置その他所要の規定の整備を行うこと。